

改正

平成24年4月1日

平成25年4月1日

平成25年9月30日

平成26年4月1日

平成27年4月1日

平成28年3月18日

平成30年3月12日

いわき市中小企業不況・倒産関連対策資金融資制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、長期不況の影響を受け、又は取引先の倒産等により経営の危機に陥っている中小企業者に対して資金を融資することにより、その金融の円滑化を図り、もって中小企業の経営の安定と関連倒産の防止に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する範囲の中小企業者をいう。
- (2) 指定金融機関 市内の銀行、信用金庫及び信用組合で市長の指定するものをいう。

(融資の対象)

第3条 この要綱において、融資の対象となる中小企業者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に1年以上住所を有していること。
- (2) 引き続き同一の事業（福島県信用保証協会（以下「協会」という。）が債務保証の対象としている事業に限る。）を1年以上営んでおり、かつ、次のアからエまでのいずれかに該当すること。
 - ア 最近3箇月間の売上高が前年同期のものより5%以上減額していること。
 - イ 最近3箇月間の営業損益が営業損失となつていること。

ウ 倒産関連企業（倒産した企業に対する売掛金等が30万円以上あることについて市長が認めたものをいう。）であること。

エ 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第5項第5号の事由により市長が認めた特定中小企業者であること。

(3) 市税を完納していること。

(運用)

第4条 市長は、第1条の目的を達成するための原資として、毎年度予算の範囲内で、一定の金額を指定金融機関に預託するものとする。

2 指定金融機関は、前項の規定により預託を受けた原資の3倍に相当する額の融資を行うものとする。

(融資の条件)

第5条 融資の条件は、次のとおりとする。

(1) 資金の用途 運転資金及び設備資金（倒産関連企業を除く。）

(2) 限度額 3,000万円

(3) 償還期間 10年以内（据置期間1年以内を含む。）

(4) 償還方法 原則として分割償還

(5) 融資利率 年2.05パーセント以内

(6) 信用保証料率

ア 第3条第2号アからウまでに該当する場合 協会の定めにより、融資額に対する年間の信用保証料率（責任共有制度対応）を次のとおり定める。ただし、割引料率が適用される場合がある。

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
信用保証料率 (責任共有制度対応)	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%

イ 第3条第2号エに該当する場合 年0.75パーセントとする。ただし、割引料率が適用される場合がある。

(7) 保証人及び担保 原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要とし、必要により担保を徴

するものとする。

(8) 申込時期 随時

(契約)

第6条 この要綱による指定金融機関への預託は、市と指定金融機関の契約に基づき行うものとする。

(融資の申込先)

第7条 融資の申込先は、指定金融機関とする。

(融資の実行)

第8条 指定金融機関は、融資に当たっては、協会の債務保証を受けなければならない。

2 指定金融機関は、融資に当たっては、資金の利用を不当に拘束するような条件を付してはならない。

(債務保証の決定)

第9条 協会は、前条第1項の規定による債務保証の申出があつたときは、必要な調査を行った上、債務保証の可否を決定するものとする。

(融資状況の報告等)

第10条 協会は、毎月15日までに、前月までの保証状況等について市長に報告するものとする。

2 市長は、協会及び指定金融機関に対して、必要に応じ、資金の貸付状況及びその償還状況等に関し、報告を求めるものとする。

(期中支援)

第11条 申込中小企業者が、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の特定中小企業者であつて、信用保証協会から保証承諾を受けた場合は、取扱金融機関は、半年に一度、信用保証協会に対して所定の業況報告書を提出するものとする。ただし、申込中小企業者に対する保証金額が1,250万円以下であるとき、保証期間が1年以内であるとき及び平成30年4月1日以降に保証申込受付けしたものはこの限りでない。なお、取扱金融機関が業況報告書を提出しなかった場合は、当該案件にかかる代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出するものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、昭和53年4月1日から実施する。

2 平成21年1月1日から平成23年3月31日までの間に限り、第3条第2号ア中「5%」とあるのは、「3%」とする。

3 平成23年4月1日から平成28年3月31日までの間に限り、第5条第2号中「1,500万円」とあるのは、「3,000万円」とする。

附 則（昭和63年4月1日）

この要綱は、昭和63年4月1日から実施する。

附 則（平成2年4月1日）

この要綱は、平成2年4月1日から実施する。

附 則（平成3年4月1日）

この要綱は、平成3年4月1日から実施する。

附 則（平成3年11月1日）

この要綱は、平成3年11月1日から実施する。

附 則（平成4年4月1日）

この要綱は、平成4年4月1日から実施する。

附 則（平成4年10月1日）

この要綱は、平成4年10月1日から実施する。

附 則（平成5年4月1日）

この要綱は、平成5年4月1日から実施する。

附 則（平成5年10月12日）

この要綱は、平成5年10月12日から実施する。

附 則（平成7年4月14日）

1 この要綱は、平成7年4月14日から実施する。

2 改正後の第5条第5号の規定は、平成7年4月3日以後に行う融資について適用し、同日前に融資を行った資金の融資利率については、なお従前の例による。

附 則（平成7年12月1日）

この要綱は、平成7年12月1日から実施する。

附 則（平成8年4月1日）

この要綱は、平成8年4月1日から実施する。

附 則（平成9年1月6日）

この要綱は、平成9年1月6日から実施する。

附 則（平成9年5月1日）

この要綱は、平成9年5月1日から実施する。

附 則（平成 9 年12月15日）

この要綱は、平成 9 年12月15日から実施する。

附 則（平成10年 8 月 3 日）

この要綱は、平成10年 8 月 3 日から実施する。

附 則（平成13年12月 3 日）

この要綱は、平成13年12月 3 日から実施する。

附 則（平成15年 4 月 1 日）

この要綱は、平成15年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成16年 4 月 1 日）

この要綱は、平成16年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成18年 4 月 1 日）

この要綱は、平成18年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成18年 5 月 1 日）

この要綱は、平成18年 5 月 1 日から実施する。

附 則（平成19年 1 月 1 日）

この要綱は、平成19年 1 月 1 日から実施する。

附 則（平成20年 8 月20日）

この要綱は、平成20年 8 月20日から実施する。

附 則（平成21年 1 月 1 日）

この要綱は、平成21年 1 月 1 日から実施する。

附 則（平成21年 4 月 1 日）

この要綱は、平成21年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成22年 4 月 1 日）

この要綱は、平成22年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成23年 4 月 1 日）

この要綱は、平成23年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成23年 6 月 1 日）

この要綱は、平成23年 6 月 1 日から実施する。

附 則（平成24年 4 月 1 日）

この要綱は、平成24年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成25年4月1日）

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則（平成25年9月30日）

この要綱は、平成25年9月30日から実施し、平成25年9月20日から適用する。

附 則（平成26年4月1日）

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

附 則（平成27年4月1日）

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則（平成28年3月18日）

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則（平成30年3月12日）

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。